

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」 交付要綱のポイント

補助対象事業者

- ① 宿泊事業者等団体：複数の宿泊事業者（5者以上）により構成された協議会（団体）
構成員宿泊事業者：宿泊事業者等団体の構成員である宿泊事業者
- ② 特定宿泊事業者：DMO又は地方公共団体と連携して地域の訪日外国人宿泊者数を向上させる取組を行っている宿泊事業者（1者）

事業概要

- ① 宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定し、国土交通大臣に当該計画の認定を申請
- ② 国土交通大臣が有識者委員会の意見を聴いて計画を認定、補助金の交付を決定

<訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画>

宿泊事業者等団体又は特定宿泊事業者が現状を分析し、それらを踏まえた取組、目標（外客宿泊者数、平均稼働率）等を計画

<補助率>

1/3（上限額150万円/1事業者）

<フォローアップ>

計画の実施状況を定期的に国土交通大臣に報告（2年間1年毎）

補助対象事業（例）

- ・ 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備
 - ・ 館内共用部の洋式便器の整備
 - ・ 自社サイトの多言語化
 - ・ 館内共用部の国際放送設備の整備
 - ・ 一の客室における無料公衆無線LAN環境の整備、洋式便器及び多言語対応を図るための設備の完備
- ※ 客室部分の整備は無料公衆無線LAN環境の整備、洋式便器及び多言語対応全てが完備されない場合は補助対象外

等

その他

到着分から随時審査を行い、計画を認定

過去に観光庁「宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設バリアフリー促進事業を除く）」の補助金の交付を受けた実績がある者は、一定の要件を満たす宿泊事業者を除き補助対象外